平成12年4月9日　第1281号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
こわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



↑この雪割り草には、その優雅な雰囲気から「天女の舞い」という名が付けられています。

雪割り草という名を聞くだけで、ほのぼのした気分になります。でも名前は知っていても、どんな花だったか思い浮かべることはなかなか難しいのではないでしょうか。ピンクや白、紫や紅など多種多様ですから、無理もありません。

事典などを見ても、キンポウゲ科の花とあったり、サクラソウ科の花となっていたりします。キンポウゲ科の花は、スハマソウ(州浜草)といって、山地の木々の下などに生える多年草で、残雪の時期に1.5センチほどの白や淡紫色の小さな花をつけます。また、キンポウゲ科のミスミソウ(三角草)を雪割り草と呼ぶ説もあり、ミスミソウの変種をスハマソウという説もあります。

サクラソウ科の花も多年草で、本州中部以北の高山帯で、初夏に10センチほどの花茎を出し、サクラソウに似た淡紫色の五弁の花をつけます。

面倒な話になってしまいましたが、雪国湯沢にもようやく花の季節がやってきます。桜の開花時期も近づき、待ちに待った春の到来に皆さんの心もきっと晴れやかなことでしょう。



町民の皆様へ

湯沢町長　村山　隆征

国際会議訴訟について



すでに新聞報道等でご承知かと思いますが、3月14日、町が被告となっていた国際会議訴訟の判決が東京地方裁判所で言い渡されました。判決内容は、相手側の請求金額1億2，500万円に対して、町に慰謝料200万円の支払いを命ずるものでした。この判決を不服とする相手側は控訴の意向を表明していましたが、3月27日、正式に控訴手続きがとられました。

相手側の訴訟提起以来、判決まで満4年の月日が経過しました。この間、町民の皆様に大変ご心配をおかけしましたことは誠に申し訳なく思っており、心から深くお詫び申し上げます。皆様の中には、この裁判に関わる詳細な経緯について逐一報告すべきであったとのご指摘もありましょうが、係争中というやむを得ない事情によりお知らせできませんでした。どうかご理解いただきますようお願いいたします。

共催辞退に至るまでには、様々な経過がありました。相手側に信頼感を損なうような言動がみられたこと、私の願う町民参加、手づくりの会議の姿には程遠いものであったことなどから、2，500万円もの公費を使ってこの会議を実施することが果たして本当に町のためになるのか、悩みに悩みました。そして最終的には多額の公費を使って実施すべき価値はないと判断し、共催を辞退することにしました。当時、すでに2，500万円の予算が議決されており、実施の方向で推し進めることも可能であったと思われます。しかし、あくまで自分の信念に正直でありたいとの一心から、私はあえて苦渋の選択をしたのであります。

上京して共催の辞退を伝えた際に、町側として応分の費用負担は当然のことという認識を示し、その旨を申し出ていたのでありますが、その後相手側から何の意思表示もないまま突然訴訟を提起されました。このことは、極めて残念に思っております。

現在までの訴訟に関する費用は、相手側への慰謝料240万円（4年間の利息分40万円を含む。）と弁護士費用550万円の計790万円となりました。厳しい財政状況の中、公費を支出させていただきますことを本当に申し訳なく思っております。

4年間の裁判は、私にとって長く辛いものでした。町民の皆様にお話したいことは沢山ありますが、控訴された今、言葉によっては相手側の名誉を損なうことになる恐れもあり、あえて申し上げません。これ以上双方が傷つくことは、私の望むところではないからです。

この訴訟に関しては、私の不徳の致すところと心得ており、自身を減給処分すべく、3月30日の議会にその議案を提出いたしました。しかし、緊急に議決を要する案件には当たらないとして議会側から取り下げるよう勧められました。結局、今回は議案を取り下げましたが、私としてはいずれ自己の責任を明らかにする所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この国際会議の件に関して、私は皆様からのご批判を真摯に受けとめ、また今後の教訓として、山積する町政の諸課題に一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。町民の皆様には、これまでと変わらぬご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

ポスター部門で優秀賞を受賞

2月11日、新潟広告協会の主催する「第41回新潟広告賞」の審査会が行われ、ポスター部門において、湯沢町観光協会の「トンネルの向こうへ」（右写真）が優秀賞を受賞しました。

新潟広告賞は、地域広告のレベル向上を図ることを目的に広告文化活動の一環として毎年実施、県内で制作された新聞広告、テレビCM、ラジオCM、ポスターの4部門の広告作品を公募し、優れた作品を顕彰するものです。

なお、ポスター部門には43点の応募があり、大賞にはNTT移動通信網㈱新潟支店の「ドコモ2000キャンペーン」が選ばれています。



緑の募金運動始まる!!

森林はあらゆる生物のふるさとであり、限りない恵みを私たちに与えてくれます。みなさんからの寄付金は、「緑豊かな潤いのある県土づくり」に役立てられます。（昨年の新潟県の募金総額は、約7，730万円でした。）

今年も湯沢駅前で中学生が募金をお願いするほか、湯沢町公民館、総合福祉センター、役場などに募金箱が設置されます。ぜひご協力をお願いします。

【期間】

4月1日～5月31日

お問い合わせは産業観光課へ。

TEL 84 — 4850



自然公園法の基礎知識

苗場山、谷川岳などを含む上信越高原国立公園は、昭和24年に国立公園に指定され、平成11年9月に50周年を迎えました。湯沢町にとっては、すばらしい自然環境こそ最大の観光資源であり、今後ともこの優れた自然環境を守り、次の世代に受け継いでいくことが大切です。

ここでは、自然公園内で各種の行為を行う場合のルール（自然公園法の基礎）について説明したいと思います。

●自然公園とは

国立公園、国定公園及び県立自然公園をあわせて自然公園といいます。

自然公園は、さらに特別保護地区、特別地域、普通地域に区分されます。

《特別保護地区》

特に優れた自然景観または原始状態を保存している地域で、自然公園の核心地域を指します。（谷川岳、仙ノ倉山、平標山、苗場山などの山頂付近）

《特別地域》

自然景観が優れていたり、特色ある人文景観を有しているなど、公園利用上重要な地域で、開発と自然保護の調和が重視される地域です。（三国山、大源太山、日白山、神楽ガ峰などの山頂付近）

《普通地域》

特別保護地区及び特別地域以外の区域であり、自然景観が特別地域等と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域です。（国道17号線芝原峠～三国トンネル間、カッサダム、二居ダム周辺など）



←平標山

●各種行為の許可と届出

自然公園内で各種行為を行う場合は、事前に環境庁長官または新潟県知事に「許可申請」や「届出」が必要な場合があります。（右表参照）

特別保護地区 特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③鉱物の採取、土石の採取 ④広告物の設置 ⑤土地の形状変更 ⑥高山植物の採取、損傷 …	環境庁長官または新潟県知事の許可が必要。（自然公園法第17条第3項、第18条第3項） ※左記のような行為は、基本的にできないのですが、一定の基準を満たした場合に限り、許可されることがあります。
普通地域	①一定規模以上の工作物の新築、改築、増築 （例）・高さ13ｍ以上または延べ面積1，000㎡以上の建築物 ・高さ30ｍ以上の鉄塔 ・高さ20ｍ以上のダム ②広告物の設置 ③鉱物の掘採、土石の採取 ④土地の形状変更 …	新潟県知事への届出が必要。なお、届出日から30日を経過しないと着手できません。（自然公園法第20条）

《広告物設置の届出方法》

広告物（看板）の設置については、自然公園の景観を損なう恐れがあるため、特に制限されています。設置が可能なものは、基本的には「店舗や事務所等の敷地内に店舗等の名称などを表示する看板」や「主

要道路から店舗や事務所等への分岐点に設ける誘導看板」などです。

設置の目安

①店舗、事業所、営業所などの敷地内に名称、商標などを表示する場合

◆表示面積は5㎡以下、複数の場合は合計で10㎡以下。

◆広告物の高さは5m以下。

（既設の工作物に掲示する場合は、当該工作物の高さまで。）

◆光源を用いるものは白色系とし、ネオンサインや蛍光塗料は使用できません。

②店舗、事務所等への誘導看板

◆主要道路からの分岐点に限る。

◆個々の表示面積は1㎡以下、統合看板の場合は10㎡以下。

◆広告物の高さは5m以下。

◆光源を用いるものは、白色系とし、ネオンサインや蛍光塗料は使用できません。

③表示面の色彩

こげ茶に白文字が基本となりますが、派手な色彩を避け、環境に配慮した色彩・デザイン（湯沢町環境色彩計画を参考に。）としてください。

設置の手続き

広告物（看板）を設置する際は、工事着手の30日前までに届出書を役場観光課経由で、新潟県知事へ提出してください。

行為者 ⇨ 届出 ⇨ 湯沢町 ⇨ 進達 ⇨ 新潟県
行為者 ⇦受理通知⇦ 湯沢町 ⇦受理通知⇦ 新潟県

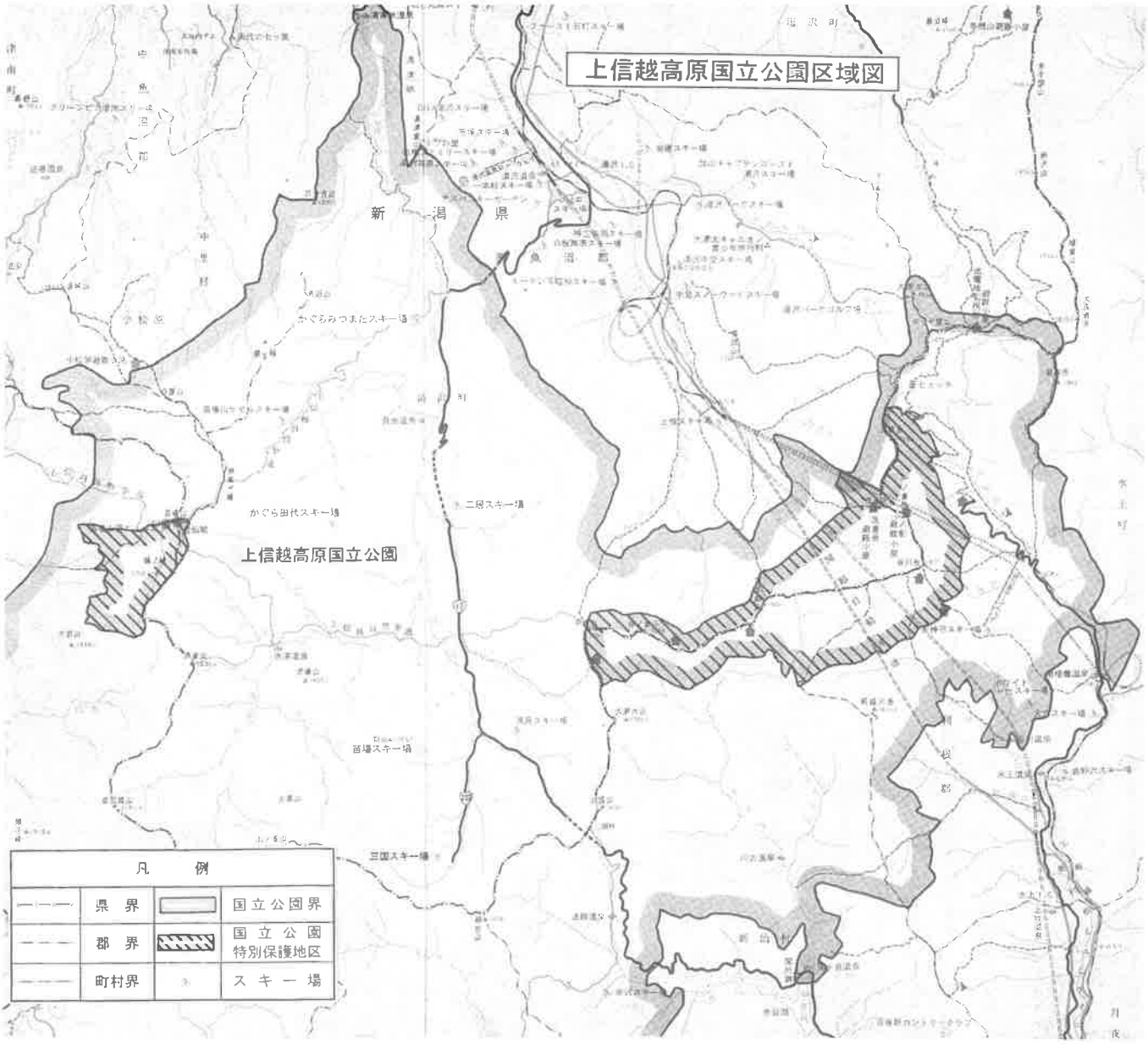
事前相談など

円滑な事務手続きを進めるため、役場観光課または新潟県環境企画課で事前の相談や調整に応じておりますので、お気軽にお問い合わせください。届出用紙は産業観光課に用意してあります。

【問い合わせ】

産業観光課
TEL84・4850

新潟県環境企画課自然保護係
TEL025・280・5151



新しい成年後見制度が施行されました

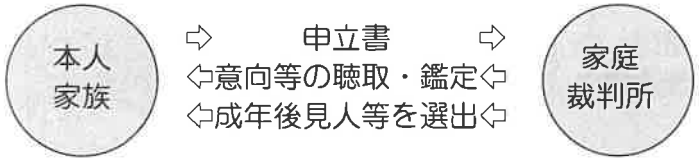
新潟家庭裁判所

4月1日から施行された新しい成年後見制度は、これまでの禁治産・準禁治産制度を全面的に改正したものです。簡単に言えば、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方について、家庭裁判所の判断によって本人に代わって契約を結んだりする成年後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を結んだ場合にそれを取り消すことができるようにするなど、本人を保護するための制度です。

変わった点

これまでの禁治産・準禁治産制度を後見・保佐の制度に改めるとともに保護できる方の範囲を広げて、新たに補助の制度を作り、軽度の痴呆、知的障害又は精神障害の状態にある人を保護の対象としました。また、あらかじめ任意後見契約を結んでおいて、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する任意後見制度も新設されました。また、従来と異なり、禁治産等の宣告があったことが戸籍や官報には載らず、新設された後見登記に記録されることになりました。

今回の改正では、本人の意思をできるだけ尊重するための仕組みも用意され、制度を利用する場合には家庭裁判所が本人の言い分を聴いた上で判断することになりました。また、利用しやすい制度とするために医師の診断書などがあれば、精神の状況についての鑑定をしなくてもよい場合を認めることになりました。



制度の利用

判断能力が不十分な方が家を売ったり、福祉サービスの契約をする必要がある場合や訪問販売などで必要のない高額な商品を買ってしまう恐れがある場合などに、本人や家族等が必要に応じた保護を家庭裁判所に申し立てます。

●申し立てに必要なもの

手数料(収入印紙、登記印紙、郵便切手)、戸籍謄本、診断書等

家庭裁判所では、手続き等について説明する家事相談にも応じていますので、遠慮なくご利用ください。

【問い合わせ】

新潟市川岸町1丁目54番1
新潟家庭裁判所
TEL025・266・3171



お忘れなく! 農地転用許可

農地は食糧の大切な供給源。時代の移り変わりとともに様々な目的に使われていくのは当然のことですが、どんな小さな農地でもこれを計画的に行わなければなりません。

農地に家を建てたりするときは、県知事の農地転用許可が必要ですので、必ず手続きをしてください。

①田や畑を多目的に使いたい。地目を変更したい。

農地を耕作目的以外で使うときは、農業委員会を通じて県に農地転用の許可申請をしてください。

無許可で転用を行うと、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科されることがあります。また許可を受けていないと、土地の登記手続きができず、相続のときなどトラブルの原因になります。

②申請したが、早く工事を始めたい。

申請書類の審査後に町農業委員会及び新潟県農業会議の承認を得ることが必要なため、許可には2ヶ月ほどかかります。

許可が出る前に整地工事などに着手すると、工事中止や原状回復命令(作ったものを壊してもとに戻す。)が出されることがあります。

③申請と違うものを作りたい。

申請時と違う目的に使用する場合、もしくは事業者が変わる場合は、変更手続きが必要です。手続きをしないで他の目的に使用すると、原状回復命令がでることがあります。

【問い合わせ】

農業委員会事務局(産業観光課内)
TEL84・4850



保険料も決まって、いよいよスタート！

＜保険料の納付は今年10月から＞

高齢者の「介護」を社会全体で支える介護保険制度が4月1日にスタートしました。

先の町議会で湯沢町の介護保険条例が可決成立し、第1号被保険者（65歳以上）の方の保険料が決まりました。保険料は所得に応じて5段階に設定され、定額となっています。平成12年度から14年度の保険料の年額は下表のとおりとなっています。



	12年度	13年度	14年度
第1段階　生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者の場合	4，100円	12，300円	16，300円
第2段階　世帯全員が住民税非課税の場合	6，100円	18，400円	24，500円
第3段階　本人が住民税非課税の場合	8，200円	24，600円	32，700円
第4段階　本人が住民税課税（合計所得金額250万円未満）の場合	10，200円	30，700円	40，800円
第5段階　本人が住民税課税（合計所得金額250万円以上）の場合	12，300円	36，900円	49，000円

平成12・13年度は、1号保険料が軽減されます

介護保険

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、新たな制度や負担になれるため3年間にわたり段階的に負担していただくよう保険料の軽減が行われます。そのため、上表のように平成12年度から14年度に負担していただく保険料が各年度で異なっているわけです。具体的には次のとおりです。

●平成12年4月～9月
　保険料を納めなくてよいことになります。
●平成12年10月～平成13年9月
　本来の保険料の額の半分を納めます。
●平成13年10月～
　本来の保険料の額を納めます。



届きましたか？　介護保険の保険証

問い合わせ
福祉保健課
介護保険係
TEL 84・4560

国民健康保険や社会保険などの医療保険に保険証があるように介護保険にも保険証があります。介護保険の保険証は先日次の被保険者の方々にお送りしました。

●65歳以上の方全員
●40～64歳の方で介護サービスを受けるために必要な認定を受けた方

Ⅰ．平成12年4月1日付湯沢町職員異動

＜課長級＞	新　所　属	旧　所　属
上　村　宣　之	総務課　課長	福祉保健課　課長
南　雲　宣　夫	管財課　課長	清津川ダム対策室　室長
樋　口　俊　治	福祉保健課　課長兼介護支援係長事務取扱	ロープウエー事業所　所長
中　村　乾　一	産業観光課　課長	観光課　課長
腰　越　　勉	建設課　課長	下水道課　課長
剱　持　誠　一	水道課　課長	水道温泉課　課長
南　雲　重　次	清津川ダム対策室　室長	学校教育課　課長
南　雲　　正	ロープウエー事業所　所長	企画調整課　課長
田　村　　勇	学校教育課　課長兼学校給食センター長	農林課　課長
田　村　亨　一	議会事務局　局長兼庶務係長事務取扱	議会事務局　局長
高　橋　英　夫	総務課　参事兼企画振興係長事務取扱	総務課　参事
高　井　英　雄	産業観光課　参事兼農林振興係長事務取扱兼農業委員会事務局長	農林課　参事
井　熊　正　行	水道課　参事	下水道課　参事
＜課長補佐級＞	新　所　属	旧　所　属
南　雲　恒　忠	管財課　課長補佐兼管財1係長事務取扱	観光課　課長補佐
南　雲　俊　幸	税務課　課長補佐兼資産税係長事務取扱	税務課　課長補佐
井　熊　満　義	産業観光課　課長補佐兼施設係長事務取扱	農林課　課長補佐
並　木　　進	水道課　課長補佐	水道温泉課　課長補佐
上　村　憲　夫	水道課　課長補佐兼管理係長事務取扱	下水道課　課長補佐
田　村　久　芳	管財課　副参事	総務課　副参事
高　橋　政　弘	管財課　副参事兼管財2係長事務取扱	税務課　副参事
剱　持　　猛	管財課　副参事兼国土調査係長事務取扱	水道温泉課　副参事
井　熊　孝　之	税務課　副参事	社会教育課　副参事
半　沢　誠　治	総務課　副参事兼財政係長事務取扱	企画調整課　財政係長
田　村　　修	税務課　副参事兼住民税係長事務取扱	税務課　住民税係長
＜係長級＞	新　所　属	旧　所　属
岸　野　　弘	産業観光課　商工観光係長	観光課　観光係長
玉　田　　勇	水道課　業務係長	水道温泉課　業務係長
須　長　久　栄	水道課　下水道係長	下水道課　工務係長
角　谷　豊　明	水道課　水道温泉係長	水道温泉課　水道係長
南　雲　順　二	社会教育課　文化財係長	農林課　国土調査係長
角　谷　正　喜	国保診療所　庶務係長	農林課　農地調整係長
＜主任級＞	新　所　属	旧　所　属
須　長　節　子	総務課　財政係主任	企画調整課　財政係主任
池　田　文　敏	福祉保健課　介護保険係主任	企画調整課　企画調整係主任
南　雲　敏　行	産業観光課　施設係主任	下水道課　管理係主任
高　橋　千　恵　子	産業観光課　商工観光係主任	観光課　観光係主任
南　雲　正　恵	水道課　業務係主任	水道温泉課　業務係主任
高　野　　剛	水道課　下水道係主任	下水道課　工務係主任
南　雲　妙　子	議会事務局　庶務係主任	下水道課　管理係主任
高　橋　弘　介	総務課　財政係主任	企画調整課
南　雲　み　は　る	福祉保健課　福祉係主任	下水道課
森　下　政　史	福祉保健課　介護保険係主任	福祉保健課
林　　周　子	国保診療所　主任看護婦	国保診療所　看護婦
＜一般職員＞	新　所　属	旧　所　属
田　村　雅　和	総務課	企画調整課
角　谷　淳　史	総務課(広域事務組合派遣)	住民課
宮　田　　玲	管財課	農林課
南　雲　正　徳	管財課	水道温泉課
高　野　敏　明	管財課	総務課
篠　原　克　則	管財課	農林課
林　　千　秋	管財課	建設課
関　　正　幸	住民課	税務課
山　崎　　力	産業観光課	観光課
南　雲　　剛	産業観光課	観光課
田　村　洋　子	産業観光課	農林課
南　雲　一　也	産業観光課	広域事務組合
岩　崎　裕　一	水道課	水道温泉課
古　川　健　一	水道課	水道温泉課

	新　所　属	旧　所　属
丸　山　由　和	水道課	水道温泉課
田　村　良　一	水道課	下水道課
角　谷　和　男	水道課	水道温泉課
腰　越　義　男	水道課	水道温泉課
今　井　幹　雄	総務課	(新採用)
山　岸　　満	税務課	(新採用)
＜保育士＞	新　所　属	旧　所　属
星　野　京　子	湯沢保育所　主任保育士	土樽保育所　主任保育士
井口久美子	土樽保育所　主任保育士	神立保育所　主任保育士
南　雲　信　子	神立保育所　主任保育士	湯沢保育所　主任保育士
片　桐　都　子	中央保育所　主任保育士	土樽保育所　主任保育士
久保田めぐみ	土樽保育所	浅貝保育所
高　橋　紀　子	浅貝保育所	土樽保育所
原　澤　達　也	中央保育所	(新採用)

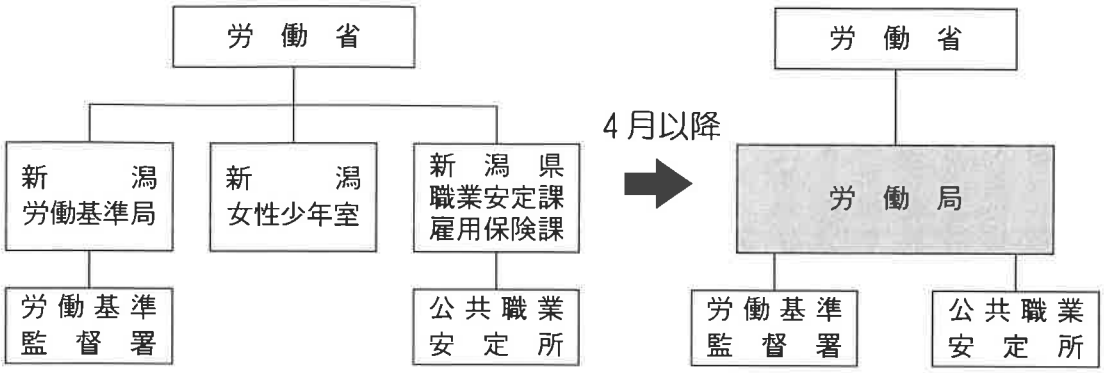
平成12年3月31日付退職

氏　名	旧　所　属	氏　名	旧　所　属
劔　持　善　治	総務課　課長	本　間　洋　子	農林課　主任
岡　田　雅　光	建設課　課長	上　村　　郁　子	福祉保健課　主任
南　雲　克　良	福祉保健課　参事	劔　持　辰　二	学校教育課　主任
本田千恵子	議会事務局　副参事	高　橋　多　喜	学校給食センター
高　橋　和　枝	国保診療所　婦長心得		

II．教職員異動

校名	転　入			転　出		
	職名	氏名	前任校	氏名	新任校	職名
三国小	教頭	今　井　一　昭	上越市　飯小学校	坂　上　欣　也	長岡市　江陽中学校	教頭
	養教	松　原　美　紀　子	(新採用)	山　浦　良　美	田上町　田上小学校	教諭
				浅　沼　文　子	松代町　松代中学校	養教
三俣小	教諭	小　栗　正　文	新潟市　山潟小学校	田　隈　裕　二	柏崎市　別俣小学校	教頭
	教諭	牛　腸　千　花　子	大和町　藪神小学校	桑　原　理　恵	長岡市　四郎丸小学校	教諭
神立小	校長	大　塩　節　治	十日町市　東下組小学校	阿　部　琴　治	大和町　大崎小学校	校長
	教諭	荻　野　美　和　子	塩沢町　第二上田小学校	小　柳　優　子	白根市　大鷲小学校	教諭
	教諭	小　林　久　美　子	六日町　五日町小学校	恩　田　　忍	湯之谷村　井口小学校	教諭
	教諭	廣　瀬　理　恵	大和町　浦佐小学校	林　　由　利　子	大和町　浦佐小学校	教諭
	講師	荒　川　恭　子	塩沢町　石打小学校			
土樽小	教諭	阿　部　久　美　子	六日町　城内小学校	江　田　佳　奈　子	三条市　三条小学校	教諭
	教諭	鈴　木　和　子	荒川町　保内小学校	齋　藤　由　美　子	小千谷市　池ケ原小学校	教諭
	教諭	甲　田　友　美	両津市　両津小学校	高　野　伸　子	湯沢町　湯沢小学校	教諭
	養教	田　上　敏　美	(新採用)	梨　本　裕　美	県立小出養護学校	養教
湯沢小	教諭	高　橋　淳　子	小出町　小出小学校	草　分　智　昭	六日町　五十沢小学校	教諭
	教諭	高　野　伸　子	湯沢町　土樽小学校	渋　谷　寛　子	小千谷市　塩谷小学校	教諭
	教諭	原　口　博　昭	上越市　春日小学校	小　幡　小　百　合	栃尾市　栃尾南小学校	教諭
	教諭	青　木　昌　子	三条市　裏館小学校	生　方　清　司	新潟市　五十嵐小学校	教諭
	教諭	丸　山　元　子	見附市　見附小学校	中　沢　み　や　子	六日町　五十沢小学校	教諭
	教諭	平　井　　涼	上越市　高田西小学校	戸　塚　直　子	長岡市　桂小学校	養教
	教諭	鈴　木　拓　自	小千谷市　小千谷小学校	阿　部　桃　子	大和町　藪神小学校	主任
	教諭	野　村　朋　子	上越市　東本町小学校			
	講師	横　田　大　輔	県立向陽高等学校			
	養教	遁　所　優　子	湯之谷村　井口小学校			
	主任	若　井　貞　子	六日町　六日町小学校			
湯沢中	教頭	熊　谷　正　美	生涯学習推進センター	須　藤　比　呂　美	(退職)	
	教諭	山　崎　喜　久　治	長岡市　旭岡中学校	八　幡　和　男	吉田町　吉田中学校	教頭
	教諭	植　木　朋　弘	見附市　西中学校	山　田　文　男	豊浦町　豊浦中学校	教頭
	教諭	角　谷　文　昭	新潟市　濁川中学校	須　藤　さ　つ　き	広神村　広神中学校	教諭
	教諭	今　泉　真　由　美	栃尾市　刈谷田中学校	関　原　和　人	柿崎町　柿崎中学校	教諭
	講師	山　本　伸　寿	長岡市　東北中学校	山　口　　恵	十日町市　水沢中学校	教諭
	養教	山　田　英　子	山古志村　竹沢小学校	井　熊　雪　子	六日町　大巻小学校	養教

新潟労働局が設置されました



4月1日から労働省の地方機関である新潟労働基準局、新潟女性少年室及び新潟県職業安定課・雇用保険課が統合され、新潟労働局が設置されます。

新潟労働局の所在地及び内部組織は、次のようになります。

【所在地】
新潟市川岸町1-56
◆総務部
TEL025・234・5920
労働保険の適用・保険料の徴収（年度更新手続）、総合的な労働相談に関すること
◆労働基準部
労働条件、安全衛生、労災補償に関すること
◆職業安定部
雇用対策に関すること
◆雇用均等室
男女の雇用機会均等、育児・介護休業に関すること

労働保険の年度更新手続きはお早めに

4月1日から5月22日までは、労働保険（労災保険・雇用保険）の更新手続きの期間です。まだ、お済みでない方は、早めに手続きをしてください。

なお、年度更新説明会及び記入指導会を行いますので、事業主の皆さんにお送りしてある「労働保険年度更新申告書」の封筒裏面の開催案内をご覧いただき、ぜひご来場ください。

お問い合わせは下記へどうぞ。

◆小出労働基準監督署労災係
TEL02579－2－0241

※なお、雇用保険に関するお問い合わせは、小千谷公共職業安定所小出出張所（TEL02579－2－8609）にお問い合わせください。

六日町社会保険事務所の名称が変わりました

地方分権一括法の施行により、4月1日から「新潟社会保険事務局六日町事務所」に名称が変わりました。

なお、所在地、電話番号（70・2211）、管轄行政区域、業務内容等の変更はありません。今後ともよろしくお願いします。

平成12年度調理師試験

【受験資格】
中学校またはこれと同等以上の学力があると認められる者で、調理業務に従事した経験が2年以上ある者

【試験日時】
6月23日（金）
午後1時～3時30分

【試験地】
新潟市
長岡市
上越市
六日町（小出、六日町及び十日町各保健所管内居住者）

【必要書類等】
調理師試験受験願書
調理業務従事証明書
卒業証明書等
写真
受験票
受験手数料（6,400円）
※願書等の用紙は、各保健所にあります。

【願書受付】
5月8日（月）～15日（月）
※住所地を管轄する保健所に提出してください。なお、期間経過後は受付できませんので、ご注意ください。

【合格発表】
7月14日（金）
※住所地を管轄する保健所で発表します。（電話での照会には応じられません。）

【問い合わせ】
六日町保健所
TEL72・2457



ほくほく線ホームページ開設

開業記念日の3月22日から「ほくほく線公式ホームページ」が開設されました。

イベント情報等の紹介や沿線マップ、お便りコーナーなどのほか、「HK-100型車両ペーパークラフト」「ほくほく線2000年カレンダー」のダウンロードサービスもあります。ぜひアクセスしてみてください。



ホームページアドレス
http://www.hokuhoku.co.jp

掲示板

ゆきぐに劇団旗揚げ！劇団員・スタッフ募集

六日町文化会館を活動の拠点として、「素人劇団」を旗揚げすることになりました。演劇活動を通じて仲間を増やし、地域に出て大いに演劇活動をしたいと思っています。

演劇に興味のある方、裏方に興味のある方など劇団員・スタッフを募集します。第1回目の会合を次のとおり行いますので、あなたも参加してみませんか。

【日時】
4月20日（木）　午後7時30分～

【会場】
六日町公民館（文化会館内）

【問い合わせ】
六日町生涯学習課　TEL 73 - 6610
㈶六日町文化スポーツ振興公社　TEL 73 - 5500

●年に一度は人間ドック●
国保が助成します

高血圧や動脈硬化、がんなどの成人病は、自覚症状の無いまま身体の中で静かに進行します。早期発見のためにも、ぜひ人間ドックを受けましょう。生活習慣を見直すきっかけにもなります。

【対象者】
昭和6年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方で、湯沢町に住所を有し、国民健康保険の被保険者期間が1年以上の人

【助成額】
1件当たり27，800円

【申込方法】
対象となる国保加入者の方には、申込はがき等を湯沢町食生活改善推進員を通じて配布または郵送しますので、そのはがきに必要事項を記入して住民課窓口に提出してください。対象となる方で、4月11日までに申込はがき等が未着の場合は、係までご連絡ください。

【申込期限】
4月14日（金）

※定員になり次第締切となります。

【申込・問い合わせ】
住民課国保年金係
TEL 84・3453



3月の建設工事等入札結果　（落札額500万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
福保第15号	中央保育所調理室改修	7，770，000	㈲南雲材木店

湯沢町役場電話番号　＜4月10日から＞

1階	電話番号	2階	電話番号	3階	電話番号
住民課	84-3453	総務課	84-3451	議会事務局 監査委員事務局	84-3115
福祉保健課 （保育係直通）	84-4560 (84-3001)	税務課	84-3452		
管財課	**84-2611**	**産業観光課 （農業委員会）**	**84-4850**	学校教育課 （教育委員会）	84-2211
出納室	84-3454	建設課	84-4852	**水道課**	**84-4853**
保健センター	84-3149	清津川ダム対策室	84-4788		

海上保安学校学生募集

【採用予定数】
船舶運航システム課程約45名

【受験資格】
昭和51年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げる者
①高等学校を卒業した者及び平成12年9月までに卒業する見込みの者
②中等教育学校を卒業した者及び平成12年9月までに卒業する見込みの者
③高等専門学校の第3学年の課程を修了した者
④その他大学入学資格検定に合格した者等人事院が①②に掲げる者と同等の資格があると認める者

【受付期間】
4月14日（金）まで

【試験日】
第一次試験
平成12年5月21日
第二次試験
平成12年7月4日から6日のうち1日

【申込・問い合わせ】
第九管区海上保安本部総務部人事課
TEL 0120・444・576

むし歯ゼロのお友だち 3／15「3歳児歯科健診」

これからも歯を大切にしてくださいね。
（　）は町内、保護者名（敬称略）
樋口　麻美（まみ）さん
（栄町、学・重子）
本田　望樹（みき）さん
（一之町、忠志・典子）
吉川　大貴（だいき）さん
（栄町、良一・正子）
斉藤　遊未（ゆみ）さん
（一之町、幸一・広美）
南雲　玲奈（れいな）さん
（原、健司・洋子）
今村　陶子（とうこ）さん
（原、好彦・広子）
富沢　胡桃（くるみ）さん
（二居、雅文・清美）
神保　茜（あかね）さん
（二居、善行・浩美）

4月10日（月）～26日（水）点検整備のためロープウエー運休

「検診意向調査」実施中

検診の申込を兼ねた「検診意向調査」では、町から嘱託された食生活改善推進員、母子保健推進員の方等が書類を配布・回収しています。ご協力をお願いします。

【問い合わせ】
保健センター
TEL 84・3149

雪融けによる清津川の増水に注意!!

（電源開発㈱奥清津発電所）

駐車場で子どもを遊ばせないで

学校が休みの日や、早く終わったときに、役場の駐車場で自転車乗りやボール遊びをしている子どもがいます。
平日の役場の駐車場は、車の出入りも多く、非常に危険ですので、お子さんを駐車場で遊ばせないように注意してください。

まちのうごき

3月届出分		4月1日現在		前年比
出生	8	男	4,464	－60
死亡	7	女	4,565	－15
転入	59	計	9,029	－75
転出	108	世帯	3,144	－32

お誕生おめでとうございます



3月10日　角谷　璃理香（りりか）さん（堰場、誠次・明美さん）
3月14日　南雲　悠成（ゆうせい）さん（原、一也・恵子さん）
3月16日　原沢　光（ひかる）さん（中里、達夫・きみ子さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

3月20日　井口　マサイさん（古野二、76歳）
3月27日　中村　昭一郎さん（幅下、70歳）
3月28日　樋口　武伸　さん（一之町、79歳）
3月29日　山柴　久子　さん（三俣二、72歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。